

## 第5章

# 全体基本構想

### 1 基本理念・目標

本市は、平成22(2010)年度に高齢化率が21%を超える「超高齢社会」を迎え、その後も高齢化率は年々増加傾向にあります。今後、加齢に伴う障がいの発生が増加するものと考えられ、高齢者や障がい者の増加に伴う福祉のまちづくりが必要不可欠となります。多様性社会が進展する中、妊産婦や子育て世代、外国人、性的マイノリティの方々を含む、だれもが便利で快適に過ごせるまちづくりを進めることが求められています。

また、バリアフリー法の改正や関連法の制定、条例の改正等より、共生社会の実現や社会的障壁の除去といった理念や、当事者目線の障がい福祉の推進に留意した、ハード・ソフト両面の総合的なバリアフリー化のさらなる推進が求められています。さらに、地域共生社会の実現に向けて、障がい者等を含む多様な関係者の参画を得て整備を行うなど、当事者参加が必要です。

本市では、地域活動や交流機会を増やすことで、だれもが気軽に社会参加できるとともに、子育て世代や来街者も含めた多様な人々が安心して暮らし、訪れることができるまちづくりを目指しています。豊かな長寿社会に向けて生涯を通じた健康づくりを推進することなどから、本基本構想の基本理念を“だれもが安心して過ごせるまちづくり”に設定します。

また、バリアフリー法や『移動等円滑化の促進に関する基本方針』の主旨や「社会的障壁の除去」、「共生社会の実現」の理念に則り、だれもが暮らしやすいまちづくりを効果的に進めるために、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するとともに、心のバリアフリーの推進等による全市的なバリアフリー化のボトムアップ(底上げ)を図ります。

具体的には、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設利用の確保に向けて、だれもが移動しやすい都市基盤として公共交通や道路、信号機等のバリアフリー化、だれもが利用しやすい生活基盤として建築物や公園、商店街等のバリアフリー化を推進するとともに、だれもが安心して過ごせるように日常的な声掛けやマナー向上等の心のバリアフリーの推進による障がい理解啓発のより一層の推進を目指し、3つの目標を位置づけ、障がい者等を含む多様な関係者の参画を得ながら、目標年次である令和14(2032)年度までの実現を目指します。

市民・事業者・行政がそれぞれの立場において自発的に取り組むことで、“だれもが安心して過ごせるまちづくり”を実現し、さらには持続可能な社会の実現を目指します。

## <背景>



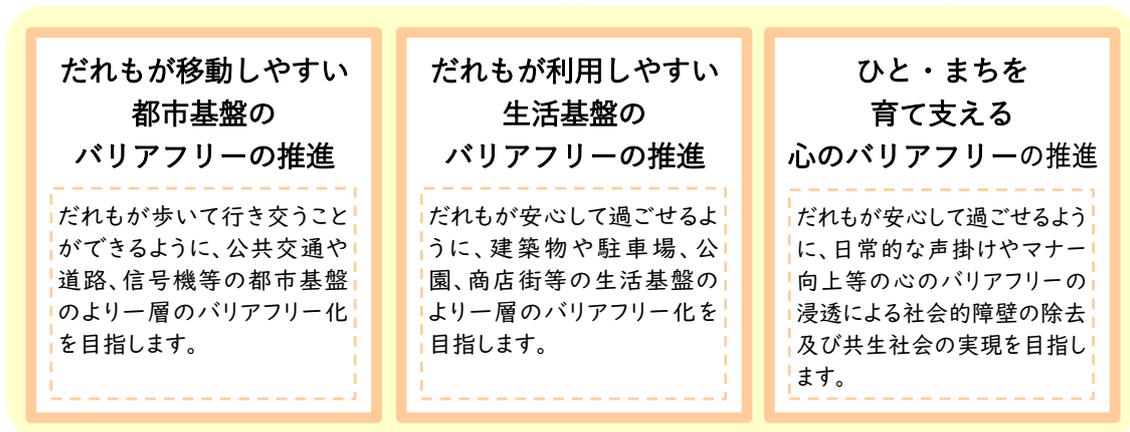
## <変化>

本市の概況	<ul style="list-style-type: none"><li>・超高齢社会に突入・高齢化率の増加 →高齢者や障がい者の増加に伴う福祉のまちづくりの高まり</li><li>・多様性社会の進展→外国人や性的マイノリティの方々を含むすべての人への対応</li></ul>
社会的な背景	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者、障がい者等が便利で快適に過ごせるまちづくりの取組(超高齢社会)</li><li>・福祉のまちづくりの取組(街づくり条例、合理的配慮、共生社会の実現、当事者参加)</li><li>・重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進(面的な整備)</li><li>・持続可能な社会の実現(SDGs と本基本構想の関連性)</li></ul>

## <基本理念>

だれもが安心して過ごせるまちづくり

## <目標>



本基本構想の基本理念・目標を踏まえ、以下に体系図を示します。

# 基本構想



図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の体系図

## 2 目標実現に向けた基本方針

本基本構想の基本理念・目標の実現に向けて、以下の4つの基本方針を設定します。これに基づき、本市におけるバリアフリー化を着実に進めていきます。

### <基本方針>

- ① 重点整備地区・整備促進地区の設定による効果的なバリアフリー化
- ② 多様な市民参加と協働による心のバリアフリーの促進
- ③ 他施策と連携した全市への展開、事業の進捗状況にあわせた段階的な対応
- ④ 基本構想の進行管理による継続的なバリアフリー化

#### ① 重点整備地区・整備促進地区の設定による効果的なバリアフリー化

バリアフリー法に基づく「重点整備地区」と、本市独自の考え方に基づく「整備促進地区」を設定し、各地区における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することで、高齢者、障がい者等の円滑な移動や施設利用の利便性・安全性向上に向けた整備を効率的かつ効果的に進めます。

#### ② 多様な市民参加と協働による心のバリアフリーの促進

高齢者、障がい者等を含む多くの市民の声を反映するため、旧基本構想を改定する段階から多様な市民が参加できる取組を展開するなど、市民と行政が協働した計画づくりを進めます。また、市民参加のあり方についても整理するとともに、市民参加の機会を活用して、バリアフリーの普及・啓発を積極的に進め、市民の心のバリアフリーへの理解促進を推進します。さらに、本基本構想では、継続的に市民参加の機会を設け、市民意見の反映や心のバリアフリーの推進を図ります。

#### ③ 他施策と連携した全市への展開、事業の進捗状況にあわせた段階的な対応

事業効果を高めるために、ソフト的な取組も含めた様々な施策と連携するとともに、「市が主体となって取り組む事業」を設定し、全庁的な取組を推進するなど全市的なバリアフリー環境の底上げを行います。また、バリアフリーに関連する事業については、進捗状況に応じて段階的な対応を図ります。

#### ④ 基本構想の進行管理による継続的なバリアフリー化

本基本構想では、令和14(2032)年度までの目標実現に向けて、定期的に位置づけた事業の進捗状況を把握し、必要に応じて追加や見直しを検討するなど、本基本構想の段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ\*)を目指した進行管理を行い、継続的にバリアフリー化を推進します。

### 3 バリアフリー化の進め方

目標実現に向けた基本方針に基づき、地区設定による効果的なバリアフリー化の推進と、心のバリアフリーの普及・啓発や公共サインガイドラインに基づくサイン整備等の全市的なバリアフリー化の推進により、市内のバリアフリー化を進めます。

バリアフリー法に基づく「重点整備地区」と、本市独自の考え方に基づく「整備促進地区」を設定し、各地区で重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。

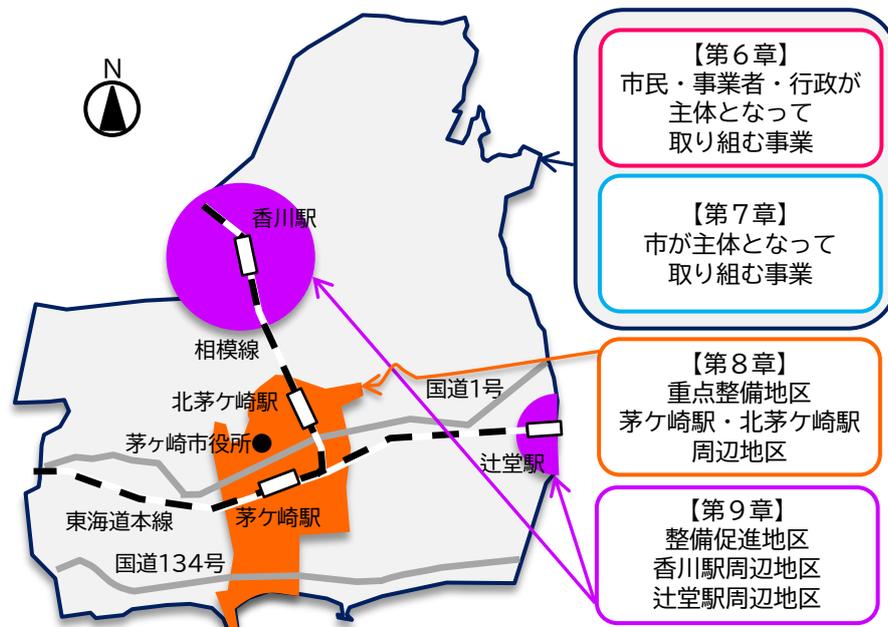
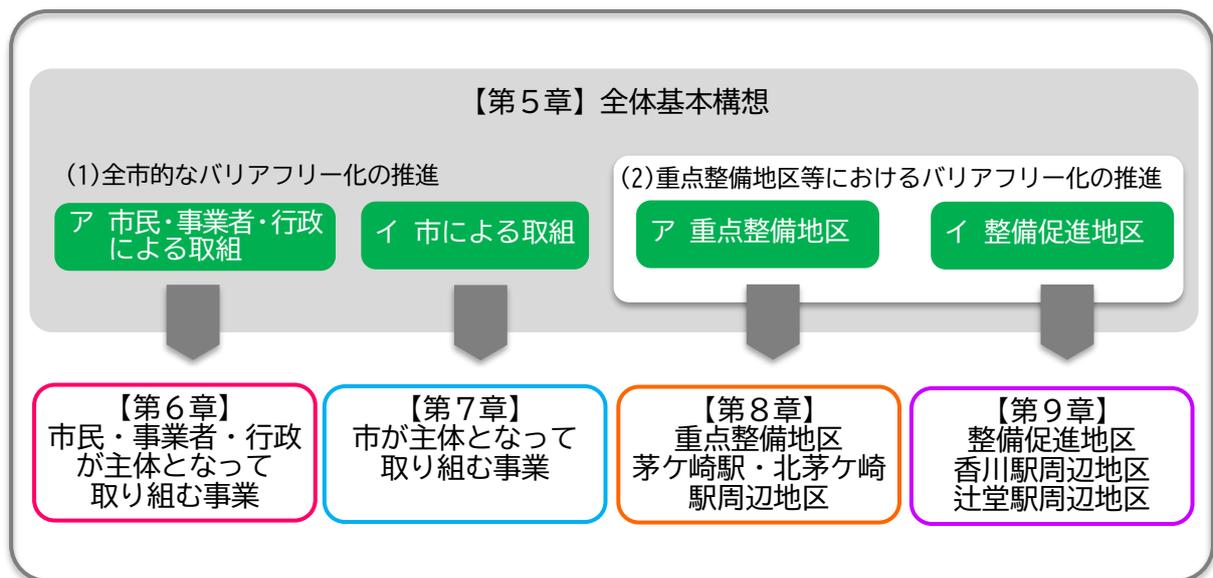


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の枠組み

## (1) 全市的なバリアフリー化の推進

### ア 市民・事業者・行政による取組【第6章】

重点整備地区や整備促進地区以外の地区における施設や経路のバリアフリー化についても推進していく必要があります。全市的なバリアフリー環境の底上げを目指し、心のバリアフリーの推進や施設整備に伴うバリアフリー化の推進等を積極的に推進します。

表 市民・事業者・行政により取り組む事業

- |                            |
|----------------------------|
| (1) 心のバリアフリーの推進            |
| (2) 施設整備に伴うバリアフリー化の推進      |
| (3) 公共サインの整備に伴うバリアフリー化の推進  |
| (4) 安全な歩行空間確保に伴うバリアフリー化の推進 |

### イ 市による取組【第7章】

本市では重点整備地区の枠組みを超え、市が主体となって取り組む事業を新たに位置づけ、その内容を「第7章 市が主体となって取り組む事業」として整理しました。この事業は、全課共通で取り組む事業（以下「全課共通事業」という。）と各課の業務内容を考慮して個別に取り組む事業（以下「各課個別事業」という。）に整理し、特定事業と同様に取組の進捗管理を行い、段階的かつ継続的な推進を目指していきます。

表 市が主体となって取り組む事業

- |                               |
|-------------------------------|
| (1) 心のバリアフリーの推進               |
| (2) 情報のバリアフリーの推進              |
| (3) 人的対応・接遇の推進                |
| (4) 小中学校のバリアフリー化の推進           |
| (5) 施設等のバリアフリー化の推進            |
| (6) 災害・緊急時におけるバリアフリー化の推進      |
| (7) イベント・会議・講演等におけるバリアフリー化の推進 |
| (8) バリアフリー整備等に係る予算への対応        |

## (2) 重点整備地区等におけるバリアフリー化の推進

### ア 重点整備地区【第8章】

バリアフリー法で重点整備地区に該当すべき要件として定められている配置要件、課題要件、効果要件から総合的に判断し、地区を設定します。

➤ 配置要件（法 第2条第24号イ）

・生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

➤ 課題要件（法 第2条第24号ロ）

・生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

➤ 効果要件（法 第2条第24号ハ）

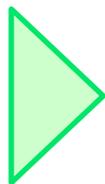
・当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。



バリアフリー法に基づく重点整備地区は、高齢者、障がい者等を含む多くの市民が利用する施設が集積し、駅を中心とした徒歩圏（500m～1km以内の範囲）が重複する茅ヶ崎駅と北茅ヶ崎駅を含む「茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区」を引き続き設定します。令和14(2032)年度を目標に、未完了・継続事業に加え、新たな課題に対応した事業を設定し、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。

### イ 整備促進地区【第9章】

重点整備地区の要件に概ね適合しているものの、重点的かつ一体的なバリアフリー化を図る観点から、まちづくり関連計画等の進捗状況や事業化に向けた合意形成のため中・長期的な位置づけが必要な地区で、かつ駅及び駅周辺のバリアフリー化が求められる地区を設定します。



駅を中心とした交通結節点周辺のバリアフリー化を促進する地区として「香川駅周辺地区」、「辻堂駅周辺地区」の2地区を設定します。

香川駅周辺地区では、『香川駅周辺地区まちづくり整備計画』に基づき、鉄道事業者との調整・検討を通して、駅を中心とした交通結節点周辺のバリアフリー化の実現を目指します。また、辻堂駅周辺地区では、『辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画』に基づき、藤沢市と連携を図りつつ、まちづくりの進捗状況にあわせて、駅を中心とした交通結節点周辺のバリアフリー化の実現を目指します。